

令和8年度版

新設法人のための

会社の税金 ガイドブック



公益財団法人 全国法人会総連合

目次

1	会社のスタートはまず届出書の提出から	3
2	青色申告法人になって税の特典を受けよう	4
3	会社が納める税金	5
4	確定申告書の提出及び納付はいつまで	6
5	決算利益と所得金額との関係	7
6	収益の計上時期は一定のルールを継続適用する必要がある	8
7	売上原価の見積計上はOK、販売管理費の見込計上はNO	9
8	中小法人のさまざまな優遇制度	10
9	役員給与には損金になるものとならないものがある	12
10	減価償却資産は耐用年数の期間に応じて費用配分する	14
11	減価償却費の計算方法には定額法と定率法がある	16
12	少額な減価償却資産は一時の損金処理が可能	17
13	中小法人の交際費は年800万円まで損金算入可能	19
14	売掛金等の債権が回収不能となったとき（貸倒損失）	21
15	金銭債権が部分的に回収不能と見込まれる場合（貸倒引当金）	22
16	法人税・加算税などの税金は損金とならない	24
17	源泉徴収した所得税は預り金	25
18	課税されない現物給与	26
19	消費税は預り金、小規模事業者には簡易な計算方法がある	27
20	消費税の軽減税率制度とインボイス制度	29
21	電子による帳簿書類の保存	32

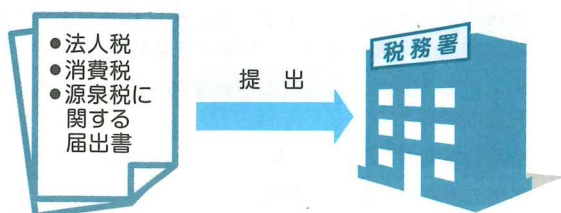


会社のスタートは まず届出書の提出から

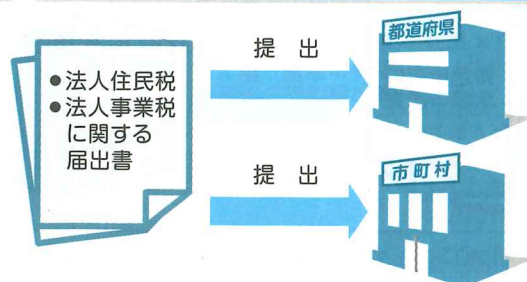
法人税・消費税・事業税など国税・地方税に関する各種の届出書・申請書を、税務署などに提出する必要があります。

また、提出することにより税の特典を受けられるものがあります。

1 国税に関する届出書



2 地方税に関する届出書



3 届出書類

(1) 税務署への提出書類

提出書類	提出期限
① 法人設立届出書	設立の日以後2月以内
② 棚卸資産の評価方法の届出書	設立第1期の確定申告書の提出期限
③ 減価償却資産の償却方法の届出書	同 上
④ 給与支払事務所等の開設届出書	事務所開設の日から1月以内
⑤ 青色申告の承認申請書	設立の日以後3月経過日と設立第1期の終了日とのいずれか早い日の前日

法人設立届出書は都道府県・市町村にも提出する必要があります(登記事項証明書等の添付が必要です)。なお、提出期限は地域により異なります。

(2) 消費税の特例を受けたいときに提出する書類

提出書類	提出期限
① 簡易課税制度選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日(注1)
② 課税事業者選択届出書	適用を受けようとする課税期間の初日の前日(注1)
③ 課税期間特例選択届出書	短縮にかかる課税期間の初日の前日(注2)
④ 課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書	随時(注3)
⑤ 適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)	登録希望日の15日前までが目安

(注1) 設立第1期分については、課税期間の末日までに提出します。

(注2) 届出により、課税期間を3月または1月ごとの期間とする特例が設けられています。

(注3) 所轄税務署長の承認を受けた日の属する課税期間から適用されます。

(3) 労働保険や厚生年金等、労務関係の届出書類

届出先	提出書類	提出期限
① 年金事務所 (健康保険・厚生年金保険)	新規適用届	事業開始後5日以内 (法人(商業)登記簿謄本を添付)
② 労働基準監督署 (労災保険)	- 適用事業報告 - 労働保険関係成立届 - 就業規則の届出(従業員10名以上の場合)	- 事業所開設後遅滞なく - 従業員採用日の翌日から10日以内 - 就業規則作成後遅滞なく
③ 公共職業安定所 (ハローワーク) (雇用保険)	適用事業所設置及び被保険者資格取得届	労働保険関係成立届が受理された後すぐ

クローズアップ

【社会保障・ 税番号(マイナンバー)制度】

平成27年10月5日から、個人には12桁の個人番号(マイナンバー)が、法人には13桁の法人番号が通知され、平成28年1月1日から利用が開始されています。

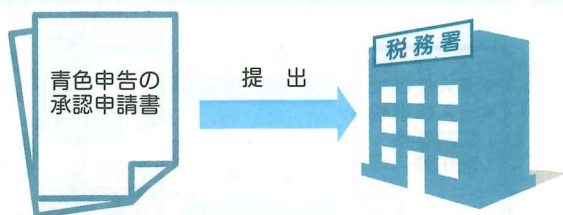
法人が提出する税や社会保障に関する書類にも、番号の記載が必要になっています。また、従業員などからマイナンバーの提供を受け、適切に管理することが求められていますので、留意する必要があります。



青色申告法人になって 税の特典を受けよう

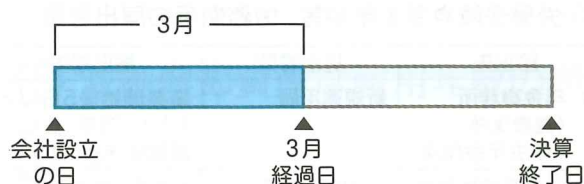
青色申告法人は、当期に生じた欠損金を次期以降10年間にわたり所得から控除できるなど税法上各種の特典が受けられますので、青色申告の承認申請書を提出期限までに提出しましょう。

1 青色申告の承認申請書



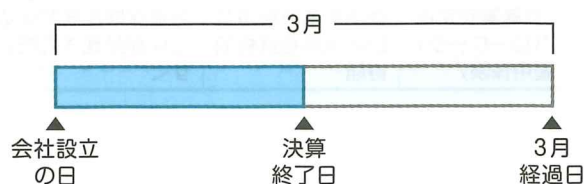
【提出期限】 設立の日以後3月経過日と設立第1期目の決算終了日とのいずれか早い日の前日

(例1)



この場合の提出期限は、3月経過日の前日

(例2)



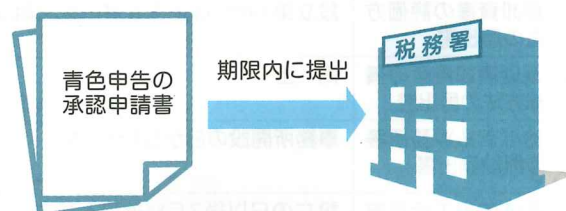
この場合の提出期限は、決算終了日の前日

2 青色申告法人の特典

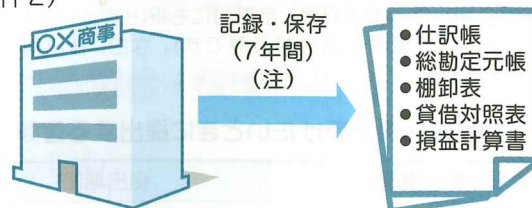
特典の内容
① 青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金を次期以降10年間にわたり所得から控除できる制度の適用
② 中小企業者等の少額減価償却資産の一括損金算入の特例制度の適用
③ 各種の特別償却制度の適用
④ 各種の税額控除制度の適用
⑤ 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付
⑥ 帳簿書類の調査に基づく更正
⑦ 推計による更正又は決定の禁止

3 青色申告の要件

(要件1)



(要件2)



(注) 1 青色申告書を提出した事業年度の欠損金に係る帳簿書類については10年。

2 令和6年1月1日以後に行われる電子取引の取引情報(電子メールの添付ファイル等で送付・受領した請求書等)は、保存要件に従って、電子データを保存しなければなりません。

クローズアップ

【青色繰越欠損金】

繰越欠損金の繰越しは税務計算上の金額ですので、損益計算書上の欠損金額と間違えないように注意してください。

繰越欠損金は法人税法上の欠損金額です





会社が納める税金

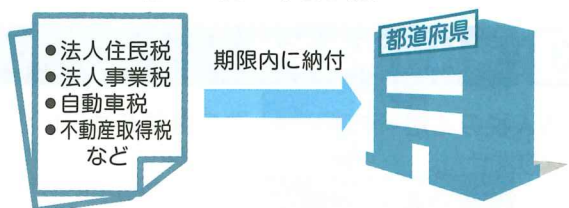
会社が納めなくてはならない税金は、法人税・消費税などの国税のほか、法人住民税・法人事業税などの地方税があります。

1 納付先別の税金の種類

(1) 税務署に納める税金（国税）



(2) 都道府県に納める税金（地方税）



(3) 市町村に納める税金（地方税）



2 課税の対象となる金額

(1) 会社の所得にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 法人税	(イ) 会社の所得金額	(イ) × 約15%～23.2% (資本金1億円以下の法人については10頁①を参照してください)
② 地方法人税	(ロ) 基準法人税額	(ロ) × 10.3%
③ 都道府県民税（法人住民税）	(ハ) 法人税額	(ハ) × 1.0% + 均等割
④ 市町村民税（法人住民税）	(ニ) 法人税額	(ニ) × 6.0% + 均等割
⑤ 法人事業税	(ホ) 会社の所得金額	(ホ) × (3.5%～7.0%)
⑥ 特別法人事業税	(ヘ) 基準法人所得割額	(ヘ) × 37.0%

(注) ③及び④の税に対する税率は標準税率であり、自治体・企業規模によって異なる場合があります。

(2) 資産の保有にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 固定資産税	(イ) 土地・家屋・償却資産の評価額	(イ) × 1.4%
② 都市計画税	(ロ) 市街化区域に所在する土地・家屋の固定資産税の課税標準額	(ロ) × 0.3%
③ 自動車税（軽自動車税）	自動車の種類、用途、総排気量などの区分に基づく一定額	毎年4月1日を賦課期日として5月上旬ごろ納税通知書送達

(注) 1 ①の税率は標準税率であり、自治体によって異なる場合があります。

2 固定資産税の対象となる償却資産を有する法人は、毎年1月1日現在における償却資産について、1月末日までにその資産の所在する市町村長に申告する必要があります。

(3) 取引にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 消費税	(イ) 資産の取引額	(イ) × 10% (うち2.2%は地方消費税)
② 印紙税	(ロ) 課税文書に記載された金額等	課税文書に対応する一定額
③ 登録免許税	(ハ) 土地・建物、会社設立等の登記の評価額	登記ごとに税率は定められている

(注) 1 ①の税率は、標準税率です。軽減税率は8%（内1.76%は地方消費税）となります。

2 ②の税金は印紙を貼付して消印することにより納付となり、③の税金は登記所で納付することになります。

(4) 給与等にかかる税金

税金の種類	税金の対象となる金額	納税額
① 源泉所得税	会社が給与や報酬として支払った金額	源泉徴収制度によって支払の都度天引きされた一定額
② 個人住民税（特別徴収）	給与所得者の前年の所得に対して区市町村において計算された額	会社が特別徴収義務者となって毎月支払われる給与等から天引きされた一定額

クローズアップ

【均等割】

法人税、地方法人税、法人住民税（均等割額を除く）及び法人事業税並びに特別法人事業税は、所得にかかる税金ですので赤字申告の場合は税金は発生しませんが、法人住民税の均等割額は赤字申告の場合でも納める必要があります。